

合同会社コドソシ 社員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、合同会社コドソシ（以下「この法人」という。）の倫理規程第8条第3項に規定する社員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条

この規程は、この法人の社員に対して適用する。

(自己申告)

第3条

社員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と社員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に社員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 社員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に申告するものとする。

(定期申告)

第4条

社員は、毎年7月に当該社員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について申告するものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条

第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、代表社員が管理するものとする。

(改廃)

第6条

この規程の改廃は、総社員の同意を経て行う。

附則

(施行期日)

この規程は、2025 年 1 月 1 日から施行する。

別紙

- (1) 実行団体若しくは支援対象団体になり得る団体等（以下「実行団体等」という。）の社員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 実行団体等又はその社員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「実行団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、実行団体等又は実行団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 実行団体等又は実行団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 実行団体等又は実行団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 実行団体等又は実行団体等役職員から供応接待を受けること。
- (6) 実行団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
- (7) 実行団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) 実行団体等又は実行団体等役職員をして、第三者に対し前 2 号から 7 号に掲げる行為をさせること。

以上